

照会日確認書(Referral Date Confirmation)

米国国土安全保障省暫定未確認(DHS TNC)

E-Verify事例照合番号:

被雇用者の氏名:

あなたの雇用者は、あなたがDHS暫定未確認(DHS TNC)に異議を申し立てる(解決措置をとる)ことを決断した後に、E-Verify事例をDHSに照会しました。本文書はあなたの事例がDHSに照会されたことを確認するものです。

すべきこと

連邦政府8就業日以内(年 月 日)までにDHSに連絡し、DHS TNCの解決を開始してください。雇用者からDHS TNC追加措置通知を受け取っていない場合、ただちに雇用者に連絡し、通知を入手してください。

DHS TNC追加措置通知には、E-Verify事例およびDHSへ問い合わせる際に必要な書類についての情報が記載されています。DHSに問い合わせる際は、DHS TNC追加措置通知が手元にある必要があります。

連邦政府8就業日以内(年 月 日)までに措置をとらない場合、未確認確定(Final Nonconfirmation)が発行され、雇用者はあなたを解雇する場合があります。雇用者は、あなたがDHS TNCに異議を申し立てることを許可する必要があります。雇用者はあなたがDHS TNCに異議を申し立て、E-Verifyの事例が待機中である際に、DHS TNCを理由にあなたに反対しないものとします。

詳細情報

質問がある場合は、E-Verify まで電話: 888-897-7781 (TTY: 877-875-6028) または電子メール: EVerify@dhs.gov でお問い合わせください。英語以外の言語サポートが必要な場合は、E-Verify カスタマー担当者に通訳の手配を頼んでください。プライバシーに関する慣習およびプログラム規則を含む E-Verify の詳細情報は E-Verify ウェブサイト(www.dhs.gov/E-Verify)を参照してください。